

佐賀県警察本部告示第3号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成23年佐賀県警察本部告示第1号）は、令和5年3月31日限り廃止する。ただし、令和4年度に実施した試験に係る開示請求については、なお従前の例による。

令和5年3月31日

佐賀県警察本部長 長 村 順 也